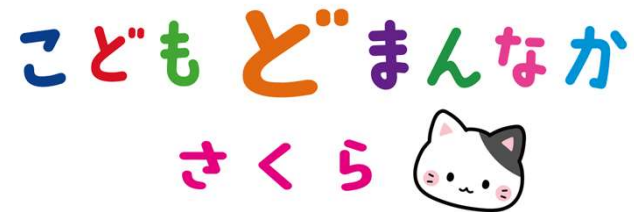


資料 1

令和8年6月12日（金）

第1回佐倉市こどもどまんなか会議

佐倉市こどもどまんなか会議について



こども基本法施行（R5）

第2期佐倉市子ども・子育て支援
事業計画
(改定版：令和4年度中間見直し)

令和2年3月策定
令和5年3月改定

佐倉市

子ども・
子育て支援事業計画



第4次
佐倉市青少年育成計画
(佐倉市子ども・若者育成支援推進計画)



令和2年3月
佐倉市

青少年育成計画

こども計画



青少年問題協議会（廃止）



根拠：地方青少年問題協議会法

役割：青少年の非行防止に向けた、
関係機関の相互連携・調整

計画：佐倉市青少年育成計画（～R6）

背景：

昭和時代には、青少年の非行に対応

平成・令和と時代は移り変わり、情報化社会による影響や不登校・ひきこもり、児童虐待の増加、発達障害への対応、こどもの貧困など、課題が多様化・複雑化

青少年の非行防止を目的として設置されたこの協議会が、課題解決に向けた総合的な施策を講じるといった本来の役割を果たすことが難しくなっている

現状：

年1回、情報共有と意見交換の場となっている

青少年育成計画を策定する年度のみ計画（案）に対する意見聴取を行っている
多様化・複雑化するこども・青少年問題に対応する協議体等が他に存在している

- ・佐倉市児童虐待防止ネットワーク（こども家庭課）
- ・佐倉市いじめ問題対策連絡協議会（指導課）
- ・佐倉市青少年育成市民会議（こども政策課）
- ・佐倉市こども家庭センター（こども家庭課）

子育て支援推進委員会（廃止）

根拠：子ども・子育て支援法

役割：子育て支援の推進に関しての
必要な事項の調査、審議

計画：佐倉市子育て支援事業計画（～R6）

第2期佐倉市子ども・子育て支援
事業計画

（改定版：令和4年度中間見直し）

令和2年3月策定

令和5年3月改定

佐 倉 市

第2期佐倉市子ども・子育て支援
事業計画
(改定版：令和4年度中間見直し)

令和2年3月策定
令和5年3月改定

佐倉市

子育て支援推進委員会
(廃止)



第4次
佐倉市青少年育成計画
(佐倉市子ども・若者育成支援推進計画)



令和2年3月
佐倉市

青少年問題協議会 (廃止)

こどもどまんなか会議



こどもとまんなか会議



根拠：こども基本法

役割：こども施策の推進に関し
必要な事項の調査、審議

計画：佐倉市こども計画（R7～）